7月1日から

異動届時に本人確認を行います

最近、全国的に「本人なりすまし」による虚偽の届出が多発していることなどから、これを防止するため、転入・転出・転居などの届出時に本人確認を行うことになりました。本人以外の同居の家族、また世帯主、代理人、使者が届出にきた場合についても同様に確認を行います。

この取扱いについては、すでに実施済の市区町村もありますが、全国一斉実施となりますのでご理解とご協力をお願いします。

本人（届出人）確認資料として

1　本人の写真が貼付されたもの

・各種免許証・住民基本台帳カード・虻田町高齢者福祉証・旅券（パスポート）・学生証・戦傷病者手帳・身障手帳など

2　その他適当であると認める書類（2点以上の証明書の提示）

・各種年金証書・保険証・各種医療費の受給者証・雇用保険証・年金手帳・預金通帳・資格証・社員証など

3　身分証明書等の提示ができないとき

・同一世帯の構成内容（各世帯員の生年月日など）・本籍の表示及び筆頭者氏名などを口頭にて確認します。（※同居家族の生年月日や本籍・筆頭者氏名などは即答できますよう再認識をお願いします。）

4　いずれの確認資料でも確認できないときは、本人へ住所異動の届出を受理した旨を郵送にて通知します。

住民票の交付について

個人情報保護法の施行などからも、個人情報については慎重に取扱いしておりますが、住民票の交付についても続柄・世帯主名・本籍の表示・備考覧記載等の情報について省略できることとなっており、使用目的によって、全部表示・表示の一部を省略されたものの提出でよい場合などがあります。

自分の個人情報を守るうえでも、住民票の表示内容については、提出先へ確認のうえ交付申請されるようお願いいたします。

問合せ先　住民福祉課戸籍年金係（直通☎74－3002）

あなたのため・みんなのための年金だより

年金…そこが知りたい

年金相談所開設のご案内

高齢化社会がますます進み、老後の生活は皆さんの重大な関心事の一つとなっております。その老後の生活を支える柱として欠かせないのが年金です。皆さんひとり一人に年金制度を理解していただき、年金を身近で大切なものとして考えてもらうために、年金相談所を開設します。

当日は室蘭社会保険事務所の職員の方が相談員として対応しますので、ぜひこの機会に一度相談されてみてはいかがですか！

とき　6月14日㈫
午前10時30分から午後3時30分まで

ところ　虻田町役場303会議室

※必ず年金手帳を持参ください。

特別障害給付金制度について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことで、障害基礎年金などを受給されなかった障害者の方を対象に「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金、共済組合等の加入者の配偶者であって、当時任意加入していなかった期間に障害の原因となる傷病等について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日があり、現在障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方であって、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

詳しい説明や請求方法については、住民福祉課戸籍年金係（直通☎74－3002）まで。